

横浜市障害者差別解消検討部会より 本日、“提言”を受領しました ～障害者差別解消法の施行に伴う横浜市の取組について～

平成 27 年 11 月 10 日に記者発表をさせていただきましたが、本日、予定どおり、横浜市障害者差別解消検討部会会長 石渡 和実氏(東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授)より、「障害者差別解消法の施行に伴う横浜市の取組について(提言)」が提出され、本市を代表して柏崎副市長が受領しました。

1 日時

平成 27 年 11 月 12 日(木)

午後 3 時 10 分から午後 3 時 30 分まで

2 場所

市庁舎 2 階 柏崎副市長室

3 出席者

[横浜市障害者差別解消検討部会委員]

会長 石渡 和実 (東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授)

副会長 内嶋 順一 (横浜弁護士会(高齢者・障害者の権利に関する委員会))

松島 雅樹 (横浜市脳性マヒ者協会会長)

山下 優子 (地域活動支援センターまなび)

[横浜市側]

副市長 柏崎 誠

健康福祉局障害福祉部長 齋藤 聖



部会委員から柏崎副市長への提言の提出

4 添付資料

「障害者差別解消法の施行に伴う横浜市の取組について(提言)」

提言の概要(主な記載内容の要旨)

●市が取り組むべきこと

取組1 不当な差別的取扱いの禁止に関すること

取組2 合理的配慮の提供に関すること

- マニュアル等による対応も必要であるが、(本人の意向を確認した上で) 場面に応じて職員が考え、臨機応変に対応することが大切である。
- 合理的配慮の提供は、特別なことを求めるものではなく、「周りの人(対応する人)が少し気を遣うことで、障害のある人の生きにくさを改善していきましょう」というものである。
- 誤った配慮とならないよう、「障害の特性を理解する」ことなどが必要である。

取組3 職員対応要領の策定及び職員研修に関すること

- 職員が障害者差別の解消に適切に取り組んでいくため、市の職員対応要領を策定すべきである。
- 障害のある人の対応は福祉の部門ということではなく、どの職員も同じ対応ができるようにすることが必要である。そのため、継続的なシステムとして研修を実施する必要がある。

取組4 区役所等の施設・設備の改善等に関すること

- 設備の設置で終了ということだけでなく、稼働後の管理も大切である。庁舎内のエレベーター、多目的トイレ等の使用状況に問題はないかなど、障害のある人の立場に立って確認が必要である。

取組5 市民への啓発に関すること

- まず何よりも現状を知っていただくことが大切である。「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例を活用し、市民向けリーフレットの作成等に取り組むべきである。
- 障害のある人たちへの啓発を忘れてはならない。障害に応じた研修資料等が必要である。
- 気軽な雰囲気の中で障害のある人となない人が交流できる場を設け、その中で障害の理解を広げていく取組を市独自に検討すべきである。
- 市民への啓発活動には、障害のある人の協力、参画の下で実施することが有効と考えられる。

取組6 相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関すること

- 相談窓口による解決が難しい事案について、解決を目指すための相談、調整、あっせんという一連の仕組みを市独自に構築すべきである。

●市内の事業者に取り組んでほしいこと

●市民の皆さんにお願いしたいこと

●制度に関する意見

●障害のある人となない人が共生する横浜市の実現に向けて

～検討部会委員から全ての市民に伝えたいこと(主に障害のある委員から)～

検討部会の概要

- 名称/横浜市障害者差別解消検討部会 ※横浜市障害者施策推進協議会の部会
- 構成/委員 19名(障害当事者 11名、障害当事者の家族2名、弁護士2名、学識経験者2名ほか)
- 目的/障害者差別解消法の施行に伴い、市が行うべき取組の検討
- 検討期間 平成 26 年 11 月～平成 27 年9月(計9回開催)

お問合せ先

健康福祉局障害企画課長

山田 洋 Tel 045-671-3569